

市会議案第 8 号

性的少数者（L G B T Q +）への差別を禁止する法律
等の制定を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

吹田市議会議員	山根 建人
---------	-------

同	玉井美樹子
---	-------

同	益田 洋平
---	-------

同	村口久美子
---	-------

同	柿原 真生
---	-------

同	塩見みゆき
---	-------

同	竹村 博之
---	-------

性的少数者（L G B T Q +）への差別を禁止する法律 等の制定を求める意見書（案）

人が個人の尊厳を保ち、権利において平等であることは、日本国憲法において保障されており、当然、性的指向や性自認に基づく差別は許されるものではない。

しかし、日本における性的少数者（L G B T Q +）に対する差別については、これまでも 2 0 0 8 年（平成 2 0 年）、2 0 1 2 年（平成 2 4 年）及び 2 0 1 7 年（平成 2 9 年）に、国連人権理事会の普遍的・定期的レビューにおいて、性的指向及び性自認に基づく差別を撤廃するための措置を講じるよう勧告されている状況である。

世界では、既に日本を除く G 7 各国において、性的少数者に関する差別禁止法や同性カップルの法的保障などが実施されている。また、昨年 6 月にドイツのエルマウで開催された G 7 サミットにおいても、性的少数者も含め、誰もが同じ機会を得て、差別や暴力からの保護を確保することへのコミットメントを再確認するとの首脳宣言がなされたことは記憶に新しい。

我が国においても、既に 2 5 0 以上の自治体がパートナーシップ制度を導入しており、これは総人口の 6 5 . 2 % を占める地域に及ぶものである。

これらのことから、国としても速やかに、性的指向や性自認にかかわらず人権を享有することや平等であることを明示する法律を制定すべきである。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、誰もが個人として尊重され、差別を許さない多様性が尊重される社会をつくるために、性的少数者への差別を禁止する法案の成立と婚姻の平等を実現する民法改正を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 日

吹 田 市 議 会